

空き家管理事業者紹介制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、空き家管理事業者紹介制度実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する紹介について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(申請)

第3条 要綱第4条の規定について、申請書は随時受け付ける。

2 申請書の提出は、原則持参とする。

(公表)

第4条 要綱第5条第2項に規定について、別表1の内容で次の各号にて公表する。

(1) 北九州市のホームページ

(2) 本庁空き家活用推進課、各区役所総務企画課窓口

(変更の申請等)

第5条 要綱第6条第1項に規定する変更の申請については、第3条及び前条の規定を準用する。

(管理事業者名簿からの削除)

第6条 要綱第7条第1項に規定については、第3条及び第4条の規定を準用する。

2 要綱第7条第4項に規定については、郵送にて通知する。

付 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月15日から施行する。